

業種等一覧(001 建設工事)

※建設工事の登録には、当該業種の建設業の許可通知の提出が必要です。

業種コード	業種名称	詳細業種コード	詳細業種名称
001	土木工事	008	PC橋梁工事
		010	フェンス工事
		011	交通安全工事
		022	海洋土木工事
		023	管更生工事
002	建築工事		
003	大工工事		
004	左官工事		
005	とび、土工、コンクリート工事		
006	石工事		
007	屋根工事		
008	電気工事		
009	管工事		
010	タイル、レンガ、ブロック工事		
011	鋼構造物工事		
012	鉄筋工事		
013	ほ装工事		
014	しゅんせつ工事		
015	板金工事		
016	ガラス工事		
017	塗装工事		
018	防水工事		
019	内装仕上工事		
020	機械器具設置工事		
021	熱絶縁工事		
022	電気通信工事		
023	造園工事		
024	さく井工事		
025	建具工事		
026	水道施設工事		
027	消防施設工事		
028	清掃施設工事		
029	解体工事		

「建設工事」の詳細業種（特殊工法）について

建設工事の業種のうち、「土木工事」については下記の登録要件を満たす者のみ、詳細業種（特殊工法）の登録ができます。

「土木工事」の詳細業種（特殊工法）一覧

詳細業種コード	詳細業種名（特殊工法）	登録要件
008	PC橋梁工事	・前5年の平均完成工事高が0千円のものは登録できません。
010	フェンス工事	
011	交通安全工事	
022	海洋土木工事	・前5年の平均完成工事高が0千円のものは登録できません。 ・自社で工事用船舶を保有しているか、継続的な傭船契約を締結していることが確認できる書類（船舶国籍証書又は契約書の写し等）を提出してください。
023	管更生工事	・前5年の平均完成工事高が0千円のものは登録できません。 ・公益財団法人日本下水道新技術機構の建設技術審査証明を受けた工法の団体等に属していることが確認できる書類（団体の会員証等）を提出してください。

※表中の「前5年」とは、「令和3年1月1日から申請日まで」をいいます。

- ▼ 詳細業種（特殊工法）を登録する場合は、『特殊工法による工事経歴書』（書類番号17）の提出が必要です（審査時に工事経歴に係る契約書等の提出を求める場合があります）。